

令和6年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（C日程入試）

民事訴訟法・刑事訴訟法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～6ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき1枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき1枚（そのⅡ）、合計2枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

民事訴訟法（配点 50 点）

- I. 次の文章は、最高裁判所の判決文(最高裁昭和 60 年 12 月 20 日判決・裁判集民事 146 号 339 頁)からの抜粋である。文章中の空欄(ア)～(オ)に当てはまる最も適切な語句は何か、答えなさい。ただし、同一の記号には同一の語句が入る。

(配点: 20 点)

上告人らの本件訴訟追行は、法律の規定により第三者が当然に訴訟追行権を有する(ア)の場合に該当しないのみならず、記録上右地域の住民本人らからの(イ)があつたことが認められない以上、かかる(イ)によつて訴訟追行権を取得する(ウ)の場合にも該当しないのであるから、自己の固有の請求権によらずに所論のような地域住民の代表として、本件差止等請求訴訟を追行しうる資格に欠けるものというべきである。なお、講学上、訴訟提起前の紛争の過程で相手方と交渉を行い、紛争原因の除去につき持続的に重要な役割を果たしている第三者は、訴訟物たる権利関係についての法的利益や管理処分権を有しない場合にも、いわゆる紛争管理権を取得し、(エ)を有するに至るとの見解がみられるが、そもそも法律上の規定ないし当事者からの(イ)なくして右第三者が訴訟追行権を取得とする根拠に乏しく、かかる見解は、採用の限りでない。また、上告人らの主張、裁判所の釈明命令に対する上告人らの応答その他本件訴訟の経過に照らし、上告人らが他になんらかの自己固有の差止請求権に基づいて本件訴訟を追行し、当該権利主張に基づき(エ)を有するものと解すべき余地もなく、結局、上告人らは、本件差止請求訴訟につき(エ)を欠くというに帰着し、上告人らの本件訴えは、不適法として(オ)すべきものとするほかない。

- II. 民事訴訟法 46 条に定めるいわゆる参加効力について、同条所定の除外事由がある場合には生じないことのほか、既判力と異なる点を 4 点箇条書きに示なさい。

(配点: 16 点)

Ⅲ. Aは、Bから金銭を借り入れた際、同居している娘婿Xを勝手に連帯保証人とし、Xの印章を冒用して契約書に押印していた。BからA及びXに対する債権を譲り受けたとするYがXに対して保証債務の履行を求めた訴訟において、Xに対して送達された訴状及び呼出状は同居者であるAが受領したがXに交付せず、Xが第1回口頭弁論期日に欠席したため、Y勝訴の判決が言い渡され、書留郵便に付する送達がされたが、Xが知らないままにその判決が確定した。

この事案において、訴状等の送達が有効であるとしても、Xには再審事由があるとする立場から、民事訴訟法 338 条 1 項の何号の再審事由があると解するのか、およびその理由を 7 行程度で説明しなさい。

(配点: 14 点)

刑事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章の空欄ア～キに当てはまる最も適切な語句は何か、空欄①～⑤に当てはまる最も適切な条文は何か、それぞれ答えなさい（条文を記載する際には、必要に応じて、条、項、号、本文・ただし書まで特定すること）。なお、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点：30 点）

捜査機関が、被疑者、被害者、目撃者を立会人として、犯行現場又は模擬現場等において、当該立会人に、被害時、犯行時、目撃時の状況を再現させ、関係者の位置や体勢等について見分する捜査を一般に（ア）といい、捜査実務上よく行われている。

検察官が、公判において、被害状況や犯行状況を再現した結果を記録した（ア）調書を証拠調べ請求する場合、その理由としては、（イ）そのものを立証する趣旨の場合、（ア）において再現された現場の状況、物の置かれていた位置、被疑者、被害者、その他関係者相互の位置関係等の、犯行に関連する現場や人の状況そのものを立証する趣旨の場合、犯行の客観的な可能性や立会人の供述内容が信用できることを立証する趣旨の場合、被疑者が実際に再現を行ったということから、自白調書の（ウ）・証明力の補強をする趣旨の場合等がある。

ところが、実務上、検察官が（ア）調書を証拠調べ請求する際、立証趣旨を「被害再現状況」「犯行再現状況」などと当該証拠から直接的に立証する事項で記載することがあり、上記のいずれを立証する趣旨であるか必ずしも明らかでない場合がある。

そのため、立証趣旨が「被害再現状況」「犯行再現状況」とされていても、実質においては、再現されたとおりの（イ）の存在を立証する趣旨であると解される場合もある。この場合、（ア）調書について、（①）の（エ）を得ずに、証拠能力を具備するためには、（②）所定の要件を満たすことはもとより、立会人の（オ）部分については、立会人が被告人以外の者である場合には（③）又は（④）所定の要件を、立会人が被告人である場合には（⑤）所定の要件を満たす必要がある。もっとも、（カ）部分については、撮影、印

刷等の記録の過程が機械的操作によって行われることから、(③)
(④) (⑤) の要件のうち (キ) の要件は不要と解される。

Ⅱ. 以下の事項に関し、関係する条文があるときはそれを指摘しつつ、各問の
末尾に示された行数以内で説明しなさい。

(配点: 20 点)

- 1 告訴と被害の届出との相違点 (4 行)
- 2 審判対象について、①審判の対象は公訴事実であり、訴因は公訴事実の法的構成であるとする見解 (公訴事実対象説)、②審判の対象は、起訴状に主張された具体的事実である訴因であるとする見解 (訴因対象説) があるところ、裁判所が、窃盗の事実で起訴された事件について、訴因変更を経ずに、公訴事実の同一性がある盗品等有償譲受の事実を認定して言い渡した有罪判決について、①②それぞれの見解から違法の結論とする場合におけるその理由。(7 行)

[このページは空白です。]

